



## 衛生委員会報告

### ■転倒災害について

#### ★転倒災害とは

●転倒災害とは、転倒による労働災害のことを言います。労働災害とは、業務中や通勤中、もしくは業務や通勤が原因となって被った負傷、疾病、死亡などのことです。

転倒は、通路、床面等の上で滑ったり、段差、突起物、床上を踏み外したりするなどの原因で起こり、職場における転倒災害は、大きく3つに分けられ、各々主な原因は以下の通りとなっています。

◆滑り…・床が滑りやすい素材であったこと ・床に液体が飛散していたこと

・ビニールや紙など滑りやすい異物が床に落ちていたこと

◆つまずき…・床の凹凸や段差があったこと ・床に荷物や商品が放置されていたこと

◆踏み外し…・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業を行っていたこと

さらに照明の暗さや加齢による平衡機能、筋力などの身体の機能低下も転倒災害の原因の一つです。

●転倒災害は、「墜落・転落災害」、「はさまれ・巻き込まれ災害」と共に、発生件数の多い労働災害の一つであり、50歳以上を中心に、転倒による骨折などの事案が増加し続けています。

#### ★転倒災害を防ぐには

●転倒することを防ぐには、次のようなことを改善、注意する必要があります。

##### ◆滑りによる転倒災害の対策

- ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行する ・滑りにくい履物を使用する ・まめに清掃し、液体がこぼれていることのない状態（清潔）を維持する（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放を徹底する） ・防滑床材などを導入する ・雨天時に滑りやすい場所を確認し、対応する ・除雪、凍結しやすい箇所に融雪マットなどを設置する

##### ◆つまずきなどによる転倒災害の対策

- ・床の凹凸、陥没穴などを確認し、解消する ・整理、整頓（物を置く場所の指定）を徹底する

##### ◆踏み外しなどによる転倒災害の対策

- ・踏み台などの幅を広げること ・通路や階段の視認性を高めること

その他に転倒しにくい作業方法として、時間に余裕を持って行動する、明るいところで作業し足元が見えにくい状態で作業しないなどの意識化を徹底することが大切です。身体機能の向上を図る体操を実施することも転倒予防対策として有効です。また、歩き方も転倒予防には大事な要素であり、つま先を持ち上げて歩く習慣をつけると、つまずきを少なくすることができます。

●転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があり、職場での転倒の危険性は、全ての労働者が問題意識を持って原因を見つけ、対策を講じることで減らすことができます。まずは各々の意識を改革するところから始めましょう。

## ★労働災害について

### ●労働災害とは？

労働災害とは、労働者が仕事や通勤が原因で、負傷したり、病気になったり、亡くなったりすることを言います。事故による身体的なけがだけでなく、長時間労働やパワハラによる精神疾患、熱中症、長時間労働による過労死なども労働災害の1種です。略して労災とも言います。労働災害には2つの種類があり、仕事の原因のものは業務災害、通勤の原因のものは通勤災害と言います。

### ●労災保険とは？

労働災害が発生した場合、労働者は厚生労働省の労働基準局より補償を受けることができます。これを労災保険制度と言います。雇用形態にかかわらず、パートやアルバイト、契約社員、派遣社員、日雇い労働者などのすべての労働者が労災保険の加入対象者です。労災保険には年齢制限はないため、未成年者や65歳以上の高齢者も対象となります。一方、会社には、従業員が労働災害申請をする際の「手助け」と「証明」をすることが法律で義務付けられています。従業員を1人でも雇っている事業主は、労災保険に加入する義務があります。

労災保険は仕事や通勤が原因のけがや病気などが補償の対象です。それに対して、健康保険は業務外のけがや病気などが補償の対象です。補償の対象が異なるため、労災保険と健康保険を併用することはできません。

労災保険の補償内容は次の通りです。

- ◆療養補償給付…療養補償給付は、仕事や通勤が原因のけがや病気で入院や通院が必要になった時に受けることができる補償です。
- ◆休業補償給付…休業補償給付は、仕事や通勤が原因のけがや病気で働くことができなくなった時に受けることができる補償です。
- ◆障害補償給付…障害補償給付は、けがや病気が治癒（症状固定）した後も、身体に一定の障害が残っている場合に受けることができる補償です。
- ◆遺族補償給付…仕事や通勤が原因で労働者が亡くなった場合に、労働者の遺族が受けることができる補償です。
- ◆介護補償給付…障害補償給付または傷病補償年金の1級または2級に該当する重い後遺障害があり、介護を受ける必要がある場合に受けることができる補償です。
- ◆傷病補償年金…治療開始後1年6ヶ月を経過しても治癒（症状固定）せず、重い症状が残っている場合に受けることができる補償です。
- ◆葬祭料等給付…仕事や通勤が原因で労働者が亡くなり、遺族または会社が葬祭を行った場合に給付されます。

詳しいことは人事部（労務課）にご確認ください。

## ★最後に

- 勤務中には注意して転倒などの事故を防止し、普段から怪我をしないことが一番ですが、万が一けがをしてしまった場合には補償が受けられることもあると知っておきましょう。